

境界問題相談センター  
かごしまは、  
「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)における法務大臣の認証を受けた民間紛争解決手続機関です。



境界問題相談センターかごしまは、境界についてのトラブルや疑問を土地家屋調査士と弁護士がじっくりお聴きし、**裁判手続きを利用しないで、当事者間の話し合いによる解決方法を提案する機関**です。

- 境界問題相談センターかごしまは、平成18年5月に鹿児島県土地家屋調査士会が設立しました。
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)における法務大臣の認証を平成30年12月に取得しました。

手続きはすべて非公開で行われ、相談者のプライバシーや内容の秘密は固く守られます。

こんな時は  
ご相談ください!



隣りとの“境”がわからない  
塀が越境していると言われた  
境界立会いに応じてくれない

まずは、お電話ください。



電話による問い合わせ

10:00~12:00、13:00~15:00  
(土・日・祝日は休み)

鹿児島県土地家屋調査士会

境界問題相談センターかごしま

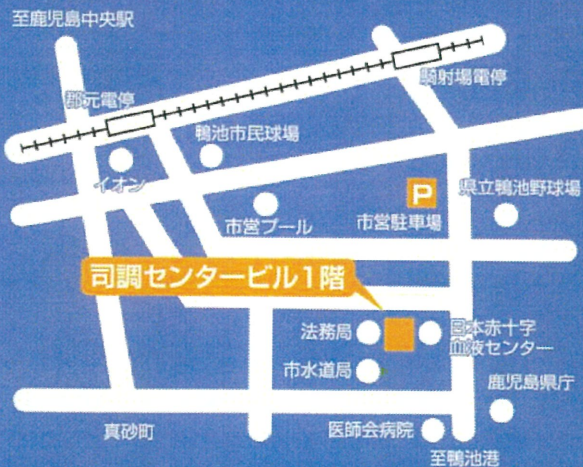
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号  
司調センタービル1階

TEL099-214-2958

FAX099-256-4337

ホームページアドレス

<http://www.kagoshima-chosashi.com>



境界問題相談センターとは、

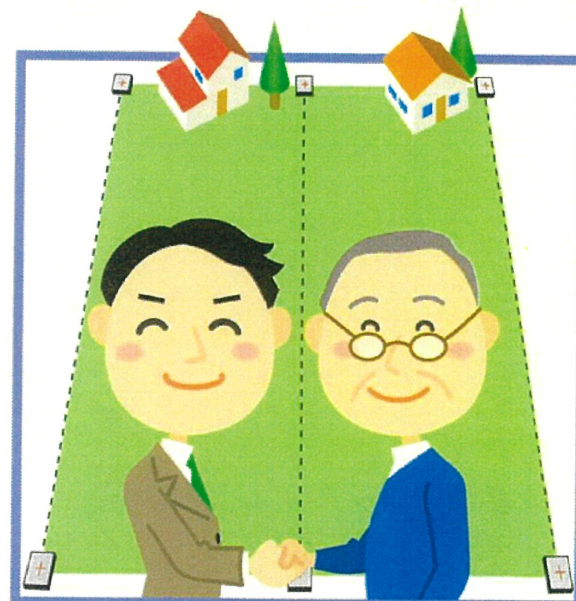
境界の専門家

土地家屋調査士と

法律の専門家

弁護士との

協働による紛争解決機関です。



境界問題相談センターかごしま

鹿児島県土地家屋調査士会

鹿児島県弁護士会

# 相談から解決までの流れ

↓ **まずはここから**

**お電話でお問い合わせ・受付**  
当センターのご案内と  
認定土地家屋調査士をご紹介します。



## 認定土地家屋調査士事務所

(相談担当者は、法務大臣が民間紛争解決手続き代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した土地家屋調査士です)

**事前相談(有料)**  
解決に向けた情報を提供し、今後の方向性を検討します。

**他の解決方法**  
● 筆界特定制度  
● 裁判  
● 民事調停  
など

## ◇土地家屋調査士と弁護士との協働で解決◇ 境界問題相談センターかごしま

当センターが、相手方の  
応諾意思の確認をします。

**調停**  
(土地家屋調査士)  
当センターの調停員が、話し合いによる自主的解決をお手伝いします。

**解決**  
**調停成立**  
合意した内容について、和解契約書を作成します。

**相談**  
(土地家屋調査士)  
弁護士も同席しますので法律相談も可能です。

費用概要(税別)

相談	20,000円
調停 初回	30,000円
以降 各自	10,000円
成立費用	100,000円

筆界特定後の杭打ち調停については、成立費用は不要です。

※調査・測量・鑑定費用が別途必要な場合があります。